

「LEC 宮本のはなまる道場（数字暗記社会保険）」テキストから 第44回本試験【選択式】健保法の出題が **論点的中** しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

宮本のはなまる道場（数字暗記社保） p.28 (RL12455)

★一般保険料率（法160条1項）

協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1,000分の30から1,000分の120までの範囲内において、支部被保険者を単位として協会が決定するものとする。

㊦ 財布の範囲で保険料負担。

★収支の見通しの作成（法160条5項）

協会は、2年ごとに、翌事業年度以降の5年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

㊦ 年金は 少なくとも5年ごとに おおむね100年間。

本試験出題はこうでした！

選択式〔問6〕 健康保険法の1

- 1 全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、**A ㉠1,000分の30から1,000分の120**までの範囲内において、都道府県に設置した各支部の被保険者を単位として**B ㉡全国健康保険協会**が決定するものとする。その都道府県単位保険料率は、法に掲げる額に照らし、各事業年度において財政の均衡を保つことができるように設定される。そのため全国健康保険協会は、2年ごとに、**C ㉢翌事業年度以降5年間**についての健康保険の事業の収支見通し等を作成し、その結果を公表することになっている。

的中!